

奈 個 情 第 1 3 号
令和2年9月10日

奈良市長 様
(担当課 総合政策部人事課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る諮問について（答申）

令和2年8月12日付け奈政人第107号で諮問のあった「職員の安否確認システム」に係る電子計算機の結合について、下記のとおり答申します。

記

第1 審議会の結論

奈良市が令和2年3月23日に定めた「奈良市業務継続計画（第4版）」に基づく緊急時における職員の安否確認について、迅速に職員の状況を把握し、円滑な初動体制を構築するため、「職員の安否確認システム」を導入し、職員の個人情報を取り扱うことについては、当該事務の公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

「職員の安否確認システム」に、あらかじめ、職員の職員番号、所属及び氏名を登録し、緊急時に携帯電話のメールサービス等を活用し、職員の安否の可否等を確認し、災害時の業務執行体制の構築を支援するものである。「職員の安否確認システム」を活用して、災害対応業務に係る要員確保、被害情報等の早期収集を行う。

第3 審議会の判断

当審議会は、「職員の安否確認システム」のサーバーで、職員の個人情報を取り扱うことについて、当該事業者による個人情報の安全性の確保に係る措置が講じられていること、実施機関が当該システムで個人情報を取り扱うマニュアルを整備するなど、当該システム運用上の必要な安全管理措置が講じられていることから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

答申：個情第33号

諮問：個情第02-4号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が、事業者の奈良市職員の安否確認システムサービスを利用して、当該事業者が管理するクラウドサーバーと奈良市長が管理するインターネット系業務端末を、オンラインで結合し、奈良市職員の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、当該職員本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「実施機関」という。）は、奈良市職員の安否確認システム（以下「安否確認システム」という。）について、次のとおり説明した。

1 安否確認システムについて

非常時における必要な人的・物的資源確保と職員の災害対応能力の強化を基本方針とする奈良市業務継続計画に基づき、昨今の災害の増加、新型コロナウイルスの感染症の拡大などの環境の変化の中で、災害等、緊急時における対応として、職員の安否確認を行い、円滑な初動体制を構築するために、安否確認システムを導入するものである。

安否確認システムは、あらかじめ実施機関が保有する約1,500人分の職員の職員番号、所属及び氏名を、実施機関が保有している人事・給与システムから抽出し、外部媒体により当該システムに登録する。その後、各職員が自身の端末機器により、メールアドレスを当該システムへ登録することで設定が完了する。

これらの事前の設定を行うことで事業者のクラウドサーバー上に登録されている職員に対し、災害発生時に自動、又は手動で安否確認通知を発信し、その回答を自動的に集計するものである。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、安否確認システムを導入するに当たり、次のような措置を講じることによって、奈良市職員に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

(1) 受託事業者決定に係る一般競争入札を執行する業務仕様書において、当該受託事業者に次の措置を求めることとしている。

ア 職員の個人情報について、目的外利用、複製、第三者への流出、漏洩し

てはならず、契約終了後は復元できない形で直ちに破棄又は削除し、その証明を提出すること。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する J I S Q 1 5 0 0 1 個人情報保護マネジメントシステム適合認定であるプライバシーマーク制度によるプライバシーマークが付与されていること又は情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格 I S O 2 7 0 0 1 の認証を取得していること。

ウ 安否確認システムにおいては、インシデントを防止するため、アクセスログを取得し、またデータセンターへの入退出管理を適切に行うこと。

(2) 実施機関においては、安否確認システムの取扱いに関して、マニュアルを整備し、次の事項を遵守する。

ア 取扱いに関する管理者を指名し、作業者を管理監督し、適切な指示を行うこと。

イ 作業者は必要な作業を管理者の指示のもとに行い、その進捗状況を適宜管理者に報告し、作業終了後は報告書により管理者に報告すること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が奈良市職員に係る個人情報に適正に取り扱うために第2の2(1)及び(2)の説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が安否確認システムを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 8月12日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 8月26日	令和2年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。 3 答申案の取りまとめを行った。
令和2年 9月10日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者